

## 国民健康保険

### 加入者が交通事故などでけがをしたときは

交通事故など、他人(第三者)の行為によって、けがや病気をしたときの医療費は、加害者が負担することが原則ですが、その状況により、医療機関で国保が使える場合があります。

ただし、医療を受ける前に必ず、市の保険年金課へ連絡し、承認を得てください。また、速やかに「第三者行為による傷病届」など、国保の手続きに必要な書類を提出していただきます。市はこれをもとに、保険給付相当分の医療費を一時的に立て替え、後で被害者に代わり加害者に請求します。

#### 医療手続き中の示談は慎重に

国保による医療手続き中に、加害者から治療費などを受けたり、示談を済ませたりすると、国保が使えなくなったり、手続きが煩雑になり、解決までの期間が長引くことになります。示談などをする前に、必ず保険年金課に相談してください。

## 国民年金

### 20歳がスタート



成人を迎えた皆さん、国民年金の手続きはもう済んでいますか。日本に住んでいる20歳から60歳までのすべての人は、国民年金に加入します。

国民年金は国が責任をもって運営する公的年金制度で、社会全体で助け合うことを目的としています。老後はもちろん、病気や事故などで障がいが残ったときや死亡といった万一のときに支えになるのが年金です。

国民年金の保険料は月額1万4,410円(平成20年度)です。納付には毎月指定の口座から保険料が自動的に払い込める口座振替や、一度に前払いすることによって割り引きのある前納が便利です。

収入がなく、保険料を納められないときには免除制度が、学生(夜間部・定時制・通信制課程も含む)には学生納付特例制度があります。いずれも一定の基準がありますので、保険年金課に相談してください。国民年金への加入および免除などの手続きは、市役所1階の保険年金課と下総・大栄支所市民福祉課で行っています。

## 国民健康保険税

### 平成21年度分の特別徴収税額

平成21年度も年金から国民健康保険税を直接引き落とす「特別徴収」の対象となる世帯は、平成21年度前半(4月・6月・8月)の特別徴収税額(仮徴収額)が、平成21年2月分と同額になります。

平成21年度後半(10月・12月・2月)の特別徴収税額は、年税額が確定する平成21年7月下旬にお知らせします。

#### 口座振替による納付も選択できます

特別徴収の対象者のうち、今後、口座振替による納付を希望する場合は、申し出により口座振替での納付もできます。申し出の時期により納付方法の切替時期が異なるため、保険年金課へお問い合わせください。